

水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年水戸市条例第3号）第6条の規定に基づき、水戸市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年9月24日

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度 水戸市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）職員採用者数の状況

区 分	採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	合 計
一般行政職等	34	2	0	36
消 防 職	13	0	0	13
企 業 職	3	0	0	3
教 育 職	0	6	0	6
技能労務職	0	0	0	0
合 計	50	8	0	58

※1 一般行政職等には、消防職、企業職、教育職、技能労務職以外の全ての職を含みます。

※2 企業職とは、上下水道局職員をいいます。

※3 教育職とは、幼稚園教諭及び指導主事をいいます。

※4 技能労務職とは、単純な労務に雇用される職員で、運転技術員、清掃員、給食調理員等をいいます。

※5 選考採用は障害のある方を対象とした選考及び国、県等との交流人事等による採用者です。

※6 再任用の欄は、定年退職後の新規再任用者の数です。

イ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）退職者数の状況

区 分	退職者数（人）							
	定 年	勸 奨	再任用満了	普 通	任期付 任期満了	死 亡	免 職	合 計
一般行政職等	7	4	4	20	2	1	0	38
消 防 職	3	0	0	8	0	0	0	11
企 業 職	0	0	0	3	0	0	0	3
教 育 職	0	0	0	5	0	0	0	5
技能労務職	6	0	6	1	0	0	0	13
合 計	16	4	10	37	2	1	0	70

※ 普通退職は、定年延長を希望しないで退職した職員、国、県等との交流人事等による退職者を含みます。

(2) 令和6年度及び令和7年度職員数の状況

区 分	職 員 数 (人)		
	R6. 4. 1 (A)	R7. 4. 1 (B)	対前年増減数 (B)-(A)
市長部局等	1,366	1,369	3
教育委員会	165	156	△ 9
消 防 局	345	344	△ 1
上下水道局	179	179	0
合 計	2,055	2,048	△ 7

※1 市長部局等には、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局が含まれています。

※2 職員数は、他団体派遣等の定数外職員及び休職者等を含み、会計年度任用職員を除きます。

(3) 令和6年度実施職員採用試験の状況

区 分		申込者数	受験者数 [A]	1次試験 合格者数	最終合格者数 [B]	採用者数 [C]	倍率 [A/C]
大卒程度	事 務	333	278	106	23	13	21.4
	土 木	15	11	10	3	1	11.0
	土 木 (追加募集)	4	4	0	0	0	-
	建 築	5	5	5	2	1	5.0
高卒程度	事 務	32	29	20	3	3	9.7
	土 木	7	6	6	1	1	6.0
土 木 (民間企業等業務経験者)		0	0	0	0	0	-
土 木 (民間企業等業務経験者) (追加募集)		5	5	5	5	5	1.0
社会福祉士		7	5	3	1	1	5.0
保健師		12	10	10	4	3	3.3
言語聴覚士		6	6	3	1	1	6.0
保育士・幼稚園教諭 (実務経験者)		13	12	4	3	3	4.0
文化財専門員		7	5	5	1	1	5.0
消 防	大卒程度	33	23	11	4	3	7.7
	高卒程度	46	42	22	8	5	8.4
	救急救命士	34	27	18	6	3	9.0
獣医師 (1回目)		1	1	1	1	0	-
獣医師 (2回目)		0	0	0	0	0	-
獣医師 (3回目)		0	0	0	0	0	-
獣医師 (4回目)		1	1	1	1	0	-
獣医師 (5回目)		0	0	0	0	0	-
獣医師 (6回目)		3	2	1	1	1	2.0
薬剤師 (1回目)		3	2	2	2	0	-
薬剤師 (2回目)		0	0	0	0	0	-
薬剤師 (3回目)		4	2	1	1	0	-
薬剤師 (4回目)		1	1	1	1	1	1.0

薬剤師（追加募集）	1	1	1	1	1	1.0
障害者事務	8	8	5	1	1	8.0
合 計	581	486	241	74	48	10.1

2 人事評価の状況

計画的な人材育成，コミュニケーションによる組織の活性化，継続的な組織業績の達成を図ることを目的として，全ての職員を対象に，組織目標を踏まえて設定した個人目標等に対する成果を評価する「業績評価」及び職務遂行の課程で発揮した能力，行動，姿勢や態度を評価する「能力評価及び執務態度評価」による人事評価を実施しています。人事評価の結果は，任用，給与，分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	325,600円	40.9歳
技能労務職	326,000円	55.0歳

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一 般 行政職	大学卒	294,200円	324,800円	368,000円
	高校卒	271,200円	299,900円	346,200円

(3) 初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	学 歴	初任給
一般行政職	大学卒	220,000円
	高校卒	188,000円
消 防 職	大学卒	251,800円
	高校卒	211,600円
教 育 職	大学卒	216,800円
	短大卒	204,400円

(4) 主な職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		水 戸 市		国	
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.25月分 (0.70月分)	1.05月分 (0.50月分)	6月期	1.25月分 (0.70月分)
	12月期	1.25月分 (0.70月分)	1.05月分 (0.50月分)	12月期	1.25月分 (0.70月分)
	計	2.50月分 (1.40月分)	2.10月分 (1.00月分)	計	2.50月分 (1.40月分)

※ （ ）書きは，再任用職員の期末・勤勉手当の支給月数

区 分	内 容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
地 域 手 当	民間の賃金水準等を考慮し、一定の地域に勤務する職員に支給 ※手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に地域によって定める率を乗じた額となります。なお、水戸市の支給率は9%です。
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給
通 勤 手 当	通勤距離が2 km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給
退 職 手 当	茨城県市町村総合事務組合(県内市町村で構成)の退職手当条例の規定に基づき、給料、勤務年数に応じて計算した額に、職責に応じた調整額を加算して支給

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬の月額		給料の減額措置		期末手当
			減額率	減額後の給料月額	
市 長	給 料	1,075,000円	10%	967,500円	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.45月分
副市長		885,000円	3%	858,450円	
議 長	報 酬	700,000円	—	—	
副議長		630,000円	—	—	
議 員		590,000円	—	—	

※ 市長の給料月額については、令和5年7月から10%を減額しています。

また、その他の常勤特別職についても、平成17年4月から、副市長は3%、教育長、上下水道事業管理者及び常勤監査委員は2%をそれぞれの給料月額から減額しています。

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和7年4月1日現在)

〔一般職員の場合〕

○勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
1日の勤務時間は、7時間45分（勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

○休憩時間：正午から午後1時まで

○週休日：日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

※ 特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(2) 休 日(令和7年4月1日現在)（※週休日以外で、勤務が免除される日）

○国民の祝日に関する法律に規定する休日

○年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休 暇(令和7年4月1日現在)

- 年次休暇：・1月1日を基準として、1年について通常20日
 - ・年の中途において新たに職員となる者等は、当該年における在職期間に応じた日数（例えば、4月1日付け採用者は15日）
- 療養休暇：・職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・90日以内（公務災害、結核性疾患等の場合は1年以内）において、必要と認める期間
- 特別休暇：・選挙権の行使、結婚、出産、忌引、家族の看護その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして、規則で定める場合
 - ・必要と認められる期間等
- 介護休暇：・職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母、生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
 - ・3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間
 - ・勤務しない期間(時間)は無給
- 介護時間：・職員が要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
 - ・連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間
 - ・勤務しない期間(時間)は無給

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 令和6年度分限処分者数

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	25	0	25
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	25	0	25

※ 分限処分とは、公務の能率維持及びその適正な運営の確保を図る目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 令和6年度懲戒処分者数

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係	0	0	0	0	0
公務外非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	1	0	1	0	2
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1	0	2

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

6 職員の服務の状況

(1) 令和6年度新規育児休業等の取得状況

ア 育児休業の取得者数

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間別の内訳					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	32	28	4	0	0	0	0
女性職員	23	1	10	5	3	2	2
合 計	55	29	14	5	3	2	2

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます（育児休業の期間中は無給）。

イ 部分休業の取得者数

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間別の内訳					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	3	3	0	0	0	0	0
女性職員	19	12	1	1	0	3	2
合 計	22	15	1	1	0	3	2

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の規定に基づき、職員は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内）について勤務しないことができます（勤務しない時間は無給）。

ウ 育児短時間勤務者数

区 分	育児短時間 勤務者数	育児短時間勤務承認期間別の内訳			
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条の規定に基づき、職員は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務形態で、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます（給料等は勤務時間に応じて支給）。

(2) 介護休暇の取得者数

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護時間の取得者数

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法に定めるもののほか、水戸市職員の退職管理に関する規則、再就職者による依頼等の届出に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように（又はしないように）要求又は依頼すること）を規制しています。現職職員が働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

8 職員の研修の状況(令和6年度)

研 修 課 程			研 修 対 象 者	研修当りの日数	回数	受講者数
基本研修	第1部課程研修(前期)		新規採用職員	6日	1	37
	第1部課程研修(後期)		新規採用職員	9日	1	36
	第2部課程研修		採用2年目以上の職員	3日	1	60
	第3部課程研修		採用3年目以上の職員	6日	1	40
	第4部課程研修		採用5年目以上の職員	3日	1	33
	第5部課程研修		3, 4級の職員(役付職員を除く)	4日	1	30
	第6部課程研修		新任係長級(主任保育士を含む)職員	3.5日	1	25
	第7部課程研修		新任課長補佐級職員	2.5日	1	24
	第8部課程研修		新任課長級職員	2日	1	13
専門研修	行政法基礎研修		応募職員	1日	1	20
	財務事務(一般職員対象)研修		応募職員(一般公募)	1日	1	77
	財務事務(管理監督者対象)研修		庶務主管の課長補佐又は係長	半日	1	37
	技術職員研修		新規採用技術職員及び応募職員	半日	1	18
	技術職員安全管理研修		指名技術職員	半日	1	37
	実務能力向上研修		応募職員(一般公募)	1日	2	33
一般研修	意識啓発研修	人材育成セミナー	課長級以上の職員	1日	1	16
		ワークライフバランス研修	管理職職員	半日	2	43
		若手職員活躍支援セミナー	管理職職員	半日	1	27
		コンプライアンス研修	管理職職員	半日	2	39
		キャリアデザイン支援研修	指名職員	半日	1	31
		性的マイノリティ研修	応募職員	半日	1	22
		接遇能力向上研修	応募職員	半日	2	53
		60歳職員キャリアデザイン研修	次年度定年延長職員	半日	1	19
		窓口職員向けクレーム対応研修	応募職員	半日	1	48
研修特別	人事評価(新任評価者)研修		新任課長補佐級職員	1日	1	23
	人事評価(現任評価者)研修		評価者として3年目以降の職員	半日	2	28
職場研修	新規採用職員指導者研修		新規採用職員指導者	半日	2	26
研修自主	通信研修		応募職員	2ヶ月～10ヶ月	2	26
派遣研修	国土交通大学校		関係職員	11日	1	1
	全国建設研修センター			3日～7日	10	10
	市町村アカデミー			5日～11日	6	6
	茨城県自治研修所			1日～4日	6	9
	安全運転中央研修所			2日	1	3
	日本経営協会(NOMA)			1日～2日	8	11
	市町村職員海外派遣研修		選考職員	8日	1	1
	短期大学院派遣研修(グロービス経営大学院)		応募職員	6日	1	2
都市圏連携	相互参加研修 (他市町村の研修に参加)		応募職員	1日	4	18
	合同研修 (インバースケット研修)		応募職員	1日	2	48
合 計					75	1,030

※ 受講者数には、会計年度任用職員、いばらき県央地域連携中枢都市圏相互参加者(他市町村職員)を含みます。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 茨城県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。

共済組合は、職員とその家族の病気及び出産に対する給付や年金の支給のほか、福祉事業として、生活習慣病検診の実施、人間ドックへの助成、外部委託による福利厚生事業、住宅資金の貸付等の各種事業を実施しています。

※幼稚園教諭は、公立学校共済組合員です。

イ 水戸市職員福利共済会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の円滑な運営を図るため、職員の相互共済及び厚生に関する事業を行う共済団体を設置しています。

<概要>

会員数 ※1	2,055名
会員の範囲	特別職 水戸市職員（常勤再任用職員を含む） 水戸市職員福利共済会の職員 水戸市職員組合の職員
会員の掛金率	給料月額×5/1000
会員掛金総額	37,594,840円（令和6年度決算）
市補助金の有無	無
市補助金額	—

※ 令和7年3月31日現在

<事業内容>

水戸市職員福利共済会においては、会員の掛金及び生命保険取扱事務手数料等を財源として、各種事業を実施しています。

主な事業内容は、水戸黄門まつり水戸黄門カーニバルへの参加、サークル活動助成など会員の健康増進及び職場内の親睦を図るための事業の実施、結婚・出産などの際の給付、生涯学習講座受講者、人間ドック利用者への助成等です。

(2) 令和6年度公務災害発生件数

区 分	発生件数
市長部局等	8
教育委員会	1
消防本部	0
上下水道局	3
合 計	12

(3) 令和6年度利益の保護の状況

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。